議案に対する討論

2021年12月21日　大橋沙織

　日本共産党の大橋沙織です。県議団を代表して討論を行います。

　まず、知事提出議案第30号、第41号、第42号について反対の立場で意見を述べます。

議案第30号　県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更についてです。

県が行う公共事業等の経費の一部を市町村に追加負担させようとするものですが、土地改良法の規定では、「分担金を徴収することができる」とあるだけで、しなければならないものではありません。県が行う建設事業等は全額県が負担すべきです。

　次に議案第41号、第42号、民事調停の申し立てについてです。

議案第41号は、住宅の明け渡しと未払い家賃の請求、議案第42号はすでに退去した世帯に未払い家賃の請求を行うためとして、合計４世帯の避難区域外からの避難者に対して、調停の申し立てを行うものです。県はすでに提訴した４世帯に加え、9月にも４世帯に対し住宅の明け渡し等を求めていますが、民事調停が不調に終われば、裁判の提訴につながりさらに避難者を苦しめることになります。原発事故さえなければ避難の必要のなかった県民に対して、県は２倍家賃の請求や当事者の同意もなく親族に退去と家賃支払いの協力を求めるなど、入居者を追い詰めてきました。法的措置で追い出すようなことはすべきではありません。県がやるべきは、避難者1人ひとりに最後まで寄り添い丁寧に話し合いを継続することではないでしょうか。

以上２つの議案は、原発事故の特異性に鑑み、民事調停の申し立ては行うべきではありません。

次に、議員提出議案について意見を述べます。

　議案第111号　消費税５％への減税及びインボイス制度の中止等を求める意見書についてです。

　コロナ禍においても、命よりも経済を優先させる政治によって格差はますます拡大しています。今議会の我が党代表質問でも指摘したように、コロナ禍でも大企業は内部留保を133兆円も増やし、大富豪の資産は4倍にも膨れ上がりました。一方で、働く人の実質賃金はこの9年間で年額22万円も減少し、厚労省によると昨年度の生活困窮相談件数は全国で78万件、前年と比べて３倍以上になっており、暮らしが厳しくなっていることは明らかです。

県民からも「コロナ禍で収入が減り生活が苦しい」「物価も燃料も高くて冬を越せるか心配」との声が出されています。消費税は低所得者ほど税負担率が高く、消費税５％への減税こそ最も有効な経済対策です。

２年後10月のインボイス制度実施に向け、今年の10月から登録申請が始まりましたが、インボイス制度はこれまで非課税だった年収1000万円以下の免税業者に新たな負担が求められ、中小事業者をますます苦しめることになり中止すべきです。

よって、議案第111号は可決すべきであり、請願第92号は採択すべきです。

　議案第112号　憲法第９条を堅持し、憲法審査会での改憲審議は行わないことを求める意見書についてです。

　そもそも憲法審査会は、一般的に憲法議論をする場ではなく、憲法改定案の発議をする場であり、自民党の改憲案は「緊急事態条項創設」など改憲４項目を掲げましたが、真の狙いは憲法９条の改悪です。

　歴代政権ですら「憲法違反」としてきた敵基地攻撃能力の保有について、岸田首相は「検討」を表明し、改憲に前のめりです。今年度の軍事費は補正予算を合わせると６兆円を超え、さらにGDP２％まで増やす大軍拡路線に突き進んでいます。

しかし、総選挙後の11月3日に読売新聞が行った世論調査では、岸田政権に優先して取り組んでほしい課題は「景気や雇用」、「年金など社会保障」が８～９割、「憲法改正」は29％であり、国民は憲法改定を望んでいません。

　東アジア地域の平和と安定のためにも、憲法９条を生かした平和外交こそが求められています。

　よって、議案第112号は可決すべきです。

　新規請願第108号　教育予算の増額を求めることについてです。

　少人数学級の実施は40年間にわたり保護者や教職員から要望されてきたものです。国は今年度から小学校での35人学級をスタートし、今後５年間で小学校全学年に拡大する計画ですが、コロナ禍だからこそ小学校全学年での前倒し実施や、中学校・高校での少人数学級実現が求められています。

また県は、普通教室へのエアコン設置をようやく実施したものの、特別教室や体育館にも設置をすべきです。

学校給食費の助成は年々広がり、県内42市町村が実施しています。「日本一子育てしやすい県」を掲げる本県でこそ、学校給食費を無償化すべきです。

日本の教育費の公的支出のGDP比はOECD加盟国で最下位クラスですが、教育環境を改善し、整備することは未来への投資であり、教育予算は増額が必要です。

　よって、請願第108号は採択すべきです。

最後に、継続請願第42号　令和元年東日本台風により越水、氾濫した郡山市逢瀬川堤防右岸大窪橋から開成山樋門間の早期築堤と堤防を安全な高さとすることを求めることについてです。

地元期成会からの強い要望を受け、県も工事を開始していますが、人命や財産に関わることであり、地元住民が早期実施を求めるのは当然であり、この請願は採択すべきです。

以上で討論を終わります。

以上